

子教第1214号
令和2年5月5日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公印省略)

国における緊急事態宣言延長に伴う
市町村立学校における臨時休業等について（通知）

このことについて、令和2年4月8日付け子教第1064号県教育委員会教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う市町村立学校における臨時休業等について」により、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとした、県立学校と同様の措置を執るよう要請したところです。

この度、令和2年5月4日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長（令和2年5月31日まで）を受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から協力要請がありました。

県教育委員会では、この要請を受け、県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）について、4月6日からの臨時休業の期間を5月31日までとしました。

つきましては、貴教育委員会所管の各学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）についても、同様の措置を執るよう要請します。

また、臨時休業の延長期間においては、引き続き、次の対応についても特段の配慮を行うよう併せてお願いします。

- 1 市町村立学校において、保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置すること。
- 2 市町村立学校において、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児・児童・生徒には、その居場所について、保護者と個別に相談、調整の上、対応すること。※1

※1 幼稚園の幼児（預かり保育を含む）、小学校、義務教育学校前期課程の児童、特別支援学校、特別支援学級の児童・生徒を想定

- 3 市町村立学校※2については、各市町村教育委員会が、地域の実情を踏まえ、休業期間中に、短時間の学年別等の登校による、週1回程度の登校日（任意登校日）を設けることができること。その場合には、保護者の理解を得るとともに、感染防止対策に万全を期すこと。

※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程

- 4 市町村立学校における教職員の勤務については、県立学校の次の対応を参考とし、地

域等の実情を踏まえながら、同様の対応を執ること。

＜県立学校における教職員の勤務＞

- ・ 原則として在宅勤務を実施する。在宅勤務が実施困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇取得など、学校の実情に応じて対応を図る。

なお、臨時休業期間については、今後国の動向及び県内の感染状況により、期間の変更も考えられることに御留意ください。また、県立学校においては、臨時休業期間の後、学校の教育活動の再開についても、その時点の状況を踏まえ、児童・生徒の安全・安心を第一に、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開を検討することとしています。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、県教育委員会及び県内市町村教育委員会の対応について、今後も随時、情報の集約及び提供を行います。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

T E L 045-210-8292



安総第 1173 号
令和 2 年 5 月 5 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について (通知)

このことについて、別添のとおり改定しましたので、法第 24 条に基づく貴所管学校における措置の実施及び市町村教育委員会への通知について、遺漏のないようお願いいたします。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室

企画調整グループ 千野 (せんの)

電 話 (045) 210-3465 (直通)

ファクシミリ (045) 210-8829

電子メール kokuho2005@pref.kanagawa.lg.jp



特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

令和2年5月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月31日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月31日）

「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出自粛の協力を要請する。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出自粛要請の対象外とする。

また、「密閉」、「密集」、「密接」を徹底的に避けるとともに、国で示した「人と人の接触を8割減らす、10のポイント」（参考1）、「新しい生活様式の実践例」（参考2）の周知を行う。

さらに、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤など事業者
に協力を要請する。

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月31日）

法第24条第9項に基づき、別紙の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、若しくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

法第45条第2項及び3項に基づく要請、指示については、上記の要請の効果を見極めたいえで行うものとする。

なお、休業要請については、国が14日を目途に示す評価や見解、また、感染症の拡大予測（例：感染者数、PCR検査陽性率）、医療体制（例：重点医療機関の病床利用率）などを踏まえた上で、地域別、業種別に段階的に解除することも検討する。

一方、別紙に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請する。

（3）臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

（4）緊急物資の運送

必要に応じ、法第54条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者にも要請、指示を行う。

（5）物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第55条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

（6）生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないように関係法令に基づく措置を行う。

（7）その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

（1）県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者にも強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
具体的には、店舗における感染防止対策への支援や、来店者、売り上げが減少している事業者を支援するため、通販サイトへの登録、デリバリー販売への転向など再起促進支援を進める。
- 全国知事会と連携して、事業者が最も困っている固定費や人件費に対応するため、家賃負担の軽減や雇用調整助成金の拡充などについて、国に強力な支援を求める。併せて、臨時交付金の増額について働きかける。
- 5月31日までの休業要請の延長に対応する事業者、また、自ら休業する事業者に対する支援を検討する。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを運営する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する県民を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

● 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)	
運動、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	

● 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
大学、学習塾 等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

● 施設の種別によって休業を要請する施設（令和2年4月7日～）

施設の種類	内 訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

● 社会生活を維持する上で、必要な施設

施設の種類	内 訳	要請内容
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
医療施設	病院、診療所、薬局等	適切な感染防止対策の協力要請
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等 ※ 行楽を主目的とする宿泊を除く。	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機物流サービス（宅配等）等	
工場等	工場、作業場等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園等 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等	

【適切な感染拡大防止策】

1 発熱者等の施設への入場防止

- (1) 従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
- (2) 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

2 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

- (1) 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2 m 間隔の確保）
- (2) 換気を行う（可能であれば 2 つの方向の窓を同時に開ける）
- (3) 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）

3 飛沫感染、接触感染の防止

- (1) 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- (2) 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- (3) 店舗、事務所内の定期的な消毒

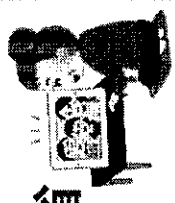
4 移動時における感染の防止

- (1) ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
- (2) 従業員数や出勤数の制限（テレワーク等の在宅勤務の実施等）
- (3) 出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限


人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。


1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



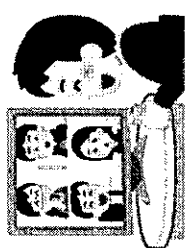
3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で

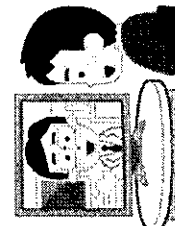


5 飲み会は
オンラインで




6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用

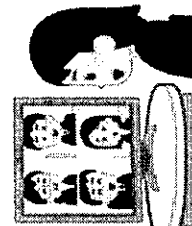


8 飲食は
持ち帰り、
宅配も

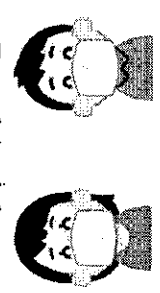


9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



**3つの密を
避けましょう**

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

**手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。**

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食卓

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク